平成２２年（フ）第７０８５号
東京都練馬区豊玉北６丁目24―16―225
破産者　藤井　政二
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２０２号
神奈川県秦野市平沢1105―１―411
破産者　與多垣内勉
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２４０号
東京都小平市花小金井４丁目38―15
破産者　土野　和子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３５０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42―２―３―1312
破産者　森田　信輝
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３７１号
千葉県柏市西町10―３
破産者　峯　香穂美（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３７５号
東京都北区滝野川５丁目23―８
破産者　横島のり子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３７８号
東京都新宿区北新宿３丁目35―14　中村方１階２号室
破産者　横山　正夫
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１６号
東京都新宿区北新宿１丁目36―８―306
破産者　武田　恵子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４５４号
千葉県市川市塩焼３丁目４―８―201
破産者　渡邉　富夫
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４６７号
東京都葛飾区水元５丁目12―17
破産者　芦澤　和美（旧姓渡邉・今）
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９２号
東京都江東区潮見１丁目29―15―1704
破産者　川嶋由起代
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４１号
東京都杉並区宮前３丁目５―22
破産者　西口　高之
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６５１号
東京都国分寺市東戸倉２丁目８―３―101
破産者　奥住　達生
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６５７号
神奈川県川崎市高津区末長146―１　Ａ―408
破産者　金森　茂敏
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６７２号
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目15―２　ハイツアドニスＣ―101
破産者　渡部　　誠
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５３号
石川県金沢市田上本町86街区８番地、従前の本店所在地金沢市中央通町17番１号
破産者　ＡＬＬ　Ｃｏｍｐａｎｙ株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４５４号
石川県金沢市古府３丁目35番地、従前の本店所在地石川県金沢市中央通町11番28号
破産者　株式会社Ａｒｔ　Ｈｏｕｓｅ
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
金沢市大野町３丁目10番地８
破産者　株式会社カミヨ
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４号
山形県東田川郡庄内町余目新田字西町４番地の１
破産者　有限会社マルカツ工務店
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２４７号
福島県双葉郡富岡町本町２丁目17番地
破産者　キタハマサービス株式会社
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２４８号
福島県いわき市常磐西郷町銭田101番地の２
破産者　カタハマサービス株式会社
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部